

令和8年度短期大学認証評価 ALO対象説明会

自己点検・評価に当たっての留意点 (「三つの意見」の事例を中心に)

Japan Association for College Accreditation

短期大学認証評価委員会 副委員長
山口芸術短期大学 理事長
二木 寛夫



一般財団法人 大学・短期大学基準協会
Japan Association for College Accreditation

自己点検・評価の仕方と その記述

『評価校マニュアル』

Ⅱ. 自己点検・評価報告書作成マニュアル

「1. 自己点検・評価報告書等の作成」(pp.15-18)

[様式5～8]基準Ⅰ～Ⅳ

※ 各基準の「記述項目」

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

<根拠資料>

○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

<区分 基準Ⅰ-A-1の現状>

○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

<テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題>

○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

<テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項>

○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

⋮

<基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況(改善計画)>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に
改善計画の実施状況

○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

① 関係する提出資料・備付資料を記述

② 当該区分の現状を記述

③ 当該テーマの課題を記述

④ 特長的な取組みや、成果を
あげている事項があれば記述
(任意)⑤ (a): 前回評価の報告書に記述
した改善計画の実施状況を記述

⑤ (b): 今回の「改善計画」を記述

[様式5～8]基準 I ～IV:報告書の作成例

様式5－基準 I

【基準 I 建学の精神と教
[テーマ 基準 I -A 建学

① テーマの＜根拠資料＞

※ 当該テーマの根拠資料(提出資料・提出資料-
規程集・備付資料の番号及び資料名)を記述。

＜根拠資料＞

提出資料 1 ○○○○○○、2 ○○○○○第X条、5 ○○○
提出資料-規程集 1 ○○○○○○○○○○○○○、2 ○○○○
備付資料 1 ○○○○○○(p.77～80)、2 ○○○○、3

※ 規程等の場合、
必要があれば条
項も記述。

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立し

※ ページ番号のある資料の
場合、該当箇所が分かるよう
にページ数も記載。

＜区分 基準 I -A-1の現状＞

〔[注意]第3評価期間は＜現状＞のタイトルの下に「※当該区
分に係る自己点検・評価のための観点」を記載していたが、第
4評価期間は記載なし。〕

樣式5—基準 I

② 区分の＜現状＞

※「点検・評価の観点」は見出しとして記載しない。

＜テーマ 基準 I-A

樣式5－基準 I

<区分 基準 I -A-1の現状
建学の精神は、○○○○
○○○○○○○(提出-1)○○
○○(備付-2)、○○○○○○
○○○(提出-規程集2～3)
○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○.....

③ テーマの＜課題＞

※ 区分の＜現状＞を踏まえ、課題を記述。
※ ＜課題＞には問題点だけでなく、今後更に向上・充実させるために必要な点も含めて記述。

＜テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題＞

$\circ \circ \circ \circ \circ$, $\circ \circ \circ \circ \circ \circ \circ \circ \circ \circ$, $\circ \circ \circ \circ \circ \circ \circ \circ \circ \circ \circ \circ \circ \circ \circ$,
 $\circ \circ \circ \circ \circ \circ \circ \circ$, $\circ \circ \circ \circ \circ \circ \circ$

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

④テーマの＜特記事項＞

※ 特長的な取組みや成果をあげている事項があれば記述(任意)。

[様式5～8]基準 I ～IV:報告書の作成例(続き)

様式5ー基準 I

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

[テーマ 基準 I -C 社会貢献]

[テーマ 基準 I -D 内部質保証]

<根拠資料>

<区分 基準1-D1～2の現状>

<テーマ 基準1-D 内部質保証の課題>

<テーマ 基準1-D 内部質保証の特記事項>

⑤ 基準の<改善状況・改善計画>

※ 第3評価期間の評価の際、報告書に記述した改善計画の実施(改善)状況を(a)に記述。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

○○○○、○○○○○○○○○○○○、○○○○○……………

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

○○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○○……………

※ **(b)**には、テーマの<課題>を踏まえ、工程等も含めて改善計画を記述。

自己点検・評価の留意点

「三つの意見」の事例を中心に

特に優れた試みと 評価できる事項

- 「優れた試み」で取りあげられるのは
「高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らして、優れた成果をあげている取組みや特長的な取組みと評価できる事項」

「特に優れた試みと評価できる事項」の例

※ 令和6年2月改定の新短期大学評価基準による変更箇所は(※)で記載

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ] A 建学の精神(※1 区分「地域貢献」→新評価基準:テーマC 社会貢献(新規))

- 短期大学や学科等の特長を生かした教育研究成果の開放・提供やボランティア活動等の地域貢献

[テーマ] C 内部質保証(※2 新評価基準:テーマD 内部質保証)

- 学習成果の獲得状況を測定・評価する指標・手法の策定(アセスメント・ポリシー)及びそれらを用いた査定結果の検証・改善による教育の質保証の取組み

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ] B 学生支援(※3 新評価基準:テーマD 学生支援)

- きめ細かな学習・学生生活・進路支援

向上・充実のための課題

- 「向上・充実」で指摘されるのは
「改善を図り、その教育研究活動などの更なる
向上・充実に努めることを期待する事項」

「向上・充実のための課題」の指摘事例

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ] C 内部質保証(※ 新評価基準:テーマD 内部質保証)

- 前回の認証評価時以降、自己点検・評価活動は行われているものの、点検・評価結果に関する報告書等が公表されていない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ] A 教育課程

- ① シラバスの設定項目に記載がない、また、記載内容が不十分であるなど、記載にばらつきがある。
- ② 学生が年間又は学期において履修できる単位数の上限(CAP制)を、学則又は学則に根拠規定を置いた規程に定めていない。

「向上・充実のための課題」の指摘事例

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス(※1 新評価基準:基準Ⅳ 短期大学
運営とガバナンス)

[テーマ] B 学長のリーダーシップ(※2 新評価基準:テーマ B 教学運営)

- ① 併設大学と合同で開催される教授会(合同教授会)に関する規程がないため、適切に規程を整備し、規程に沿った運営となるよう改善が望まれる。
- ② 教授会で学長が意見を聴くべき事項について、学則と教授会規程で内容に異なる部分があるため、整合性を図ることが望まれる。

早急に改善を要すると 判断される事項

- 「早急改善」で指摘されるのは
「各基準の評価において、法令等に違反する
事項」及び「短期大学教育の水準を維持する上
で重要な問題と思われる事項」

「早急に改善を要すると判断される事項」の指摘事例

基準 I 建学の精神と教育の効果

[テーマ] B 教育の効果

- ① 学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が学則等に定められていない。
- ② 学習成果が、学科又は専攻課程ごとに明確に表明されていない。

「早急に改善を要すると判断される事項」の指摘事例

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

〔テーマ〕 A 教育課程

- ① 三つの方針が専攻課程ごとに定められていない（複数の専攻課程が同じ内容になっている）。
- ②-1 学生募集要項に入試方法の区分ごとの募集人員が明記されていない。
- ②-2 学生募集要項において、入試方法の区分ごとに募集人員を明記しているものの、専攻課程ごとの募集人員が明記されていない。

「早急に改善を要すると判断される事項」の指摘事例

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ] A 教育課程

- ③ 授業期間内に定期試験が組まれるなど、短期大学設置基準に従って1単位当たりの授業時間が確保されていない。
- ④ 平常の学習のみにより評価する科目が多数あり、授業科目を履修した学生に対して試験の上、単位を与えるものとなっていない。

「早急に改善を要すると判断される事項」の指摘事例

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス(※1 新評価基準: 基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス)

[テーマ] A 理事長のリーダーシップ(※2 新評価基準: テーマA 理事会運営)

- ① 理事会において事業計画及び事業報告書が審議されていない。
- ② 私立学校法第45条の2(予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画)(※3) 及び寄附行為にのっとり、毎会計年度の開始前までに事業計画が作成されていない。

改正私立学校法(令和7年4月1日施行)

(※3) 第99条(予算及び事業計画)、第148条(体制の整備及び中期事業計画の作成等)

「早急に改善を要すると判断される事項」の指摘事例

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス(※1 新評価基準:基準Ⅳ 短期大学 運営とガバナンス)

[テーマ] B 学長のリーダーシップ(※2 新評価基準:テーマB 教学運営)

- ① 学則、教授会規程の教授会の役割が学校教育法にのっとって規定されていない。
- ② 学生の懲戒については学則に定められているが、「学生に対する退学、停学及び訓告の処分の手続」に関する規程が定められていない。
- ③ 教授会規程に定める審議事項のうち、教授会において意見聴取が行われていない事項がある。

「早急に改善を要すると判断される事項」の指摘事例

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス(※1 新評価基準:基準Ⅳ 短期大学 運営とガバナンス)

[テーマ] C ガバナンス (C-1監事、C-2評議員)

- ① 監事が出席していない理事会、評議員会が開催されており、業務監査が適切に行われていない。
- ② 書面による持ち回りで開催された理事会及び評議員会がある。
- ③ 評議員会は全て同日の理事会の後に開催され、評議員会にあらかじめ諮問すべき事項への対応がなされていない。
- ④ 評議員会において予算及び事業計画が諮問されていない。
- ⑤ 評議員会において決算及び事業の実績について報告されていない。

「早急に改善を要すると判断される事項」の指摘事例

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ] C ガバナンス(C-3情報公表)

(※ 区分「情報公表」→新評価基準:テーマD 情報公表(新規))

- ① 公表が義務付けられている教育情報の一部が公表されていない(又は不十分なものがある)。
- ② 公表・公開が義務付けられている学校法人の情報の一部が公表されていない。

ご清聴ありがとうございました。